

# 日本スポーツチャンバラ協会 審判員倫理・不正防止ガイドライン

令和4年3月1日

公益社団法人 日本スポーツチャンバラ協会

## 1.本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会(以下、「当協会」とする。)の審判員(審判および検査役を指すものとする。以下同じ)に関する、倫理および不正防止に関する事項について定めるものである。

## 2.審判員活動の意義

審判員の役割は公正に試合を判定することであり、その前提として次の各号に掲げる内容を理解すること。

(ア)審判員の活動は安全・公平・自由に競技を行うという選手の基本的な権利を守ることであること。

(イ)審判員は、選手が判定を信頼して競技できる環境を確保し、公正かつ正確な判定を担保し、スポーツチャンバラの競技価値を保全するという重要な役割を担っていること。

(ウ)審判員は、選手・選手の保護者および指導者・観衆から、常に注目され評価される存在であることを意識すること。

## 3.原則

I.選手に対する言動及び心構えは、次の各号のとおりとすること。

(ア)選手の国籍、人種、宗教、文化、社会的地位、年齢、性別などに関わらず、すべて平等に接すること。

(イ)特定の選手、団体、性別などに偏った判定を行うことなく、公平に判定を行うこと。

(ウ)選手は、年少者であっても尊重されるべき存在であることを意識し、常に敬意をもって選手に接すること。選手が判定に異議を述べた場合、反則を行った場合であっても、感情的になることなく、丁寧に選手の言い分を聴取し、理路整然と、かつ、説得力ある説明を行うこと。

II.審判員の、選手父兄・観客に対する言動及び心構えは、次の各号のとおりとすること。

(ア)公序良俗に従い、スポーツチャンバラ指導者としてのマナー及びモラルを遵守し、審判員としての信用及び品位を保持し、礼節を重んじかつ毅然とした対応をすること。

(イ)選手父兄および観客は、大会を盛り上げて、かつ、スポーツチャンバラの重要な応援者・理解者であることを認識すること。

III.大会会場の職員ないし近隣住民には、十分な心遣いをもって対応すること。また、これらの方々の協力・理解なくして大会は開催できないことを理解すること。

IV.他の審判員や大会スタッフに対する言動及び心構えは、次の各号のとおりとすること。

(ア)他の審判員や大会スタッフなくしては大会が成立しないことをよく理解し、相手の立場や年齢に関わらず、常に敬意をもって対応し、相互に協力して業務を円滑に遂行すること。他の審判員や大会スタッフを公然と誹謗中傷するような行為は厳に慎むこと。

(イ)公正な審判員としての職責をよく理解し、個人的な利害のためにその職権を利用すること及びそのように見られかねない行為をすることは、厳に慎むこと。

4.下記のいずれかに該当する場合には、審判員の中立性の保持、利益相反の誹りを避けるため、自ら担当審判員の交代・回避を申し出ること。審判員の人数上、交代が難しい場合には、大会会長・審判長等にその旨を申し出て、了承を得ること。

(ア)選手との間に、親子・兄弟その他親族関係がある場合。

(イ)選手と同一のクラブチーム・団体に所属している場合。

(ウ)選手との間に、指導・師弟関係がある場合。

(工)その他、選手との間に、特別な利害関係がある場合。

#### 5.守秘義務・情報管理について

I.審判員は、その職務の過程において知りえた選手個人の情報や、審判員間の評議の内容を、正当な理由なく、公表・出版・掲載しないこと。

II.審判員は、その担当した試合について、みだりに選手ないし関係者への誹謗中傷をしないこと。

#### 6.審判員の選考について

(ア)当協会は公認審判員の養成・選考のため、当協会の定める各地区において講習会を主催し、これを開催する。

(イ)当協会は、前号の講習会に参加し、有効な審判資格を取得した審判員の中から、大会会長および大会審判長の指名に基づき、審判員を選考するものとする。

以 上